

平成 2 1 年度第 2 回大阪市都市計画審議会会議録

○日 時 平成 2 1 年 1 2 月 1 6 日（水） 午前 1 0 時 0 0 分開会

○場 所 大阪市役所本庁舎 P 1 階 共通会議室

○議 題 議第144号「大阪都市計画生産緑地地区の変更について」

○報 告 「大阪府都市計画審議会における大阪市関連議案について（報告）」

○出席委員 2 5 名（欠は欠席者）

会 長	村 橋 正 武	委 員	福 島 真 治
会長職務代理者	松 澤 俊 雄		有 本 純 子
委 員 欠	朝 倉 康 夫		森 山 よしひさ
	梅 宮 典 子		富 岡 朋 治
	角 野 幸 博		西 川 ひろじ
欠	木 村 好 美		天 野 一
欠	中 川 大		新 田 孝
	鳴 海 邦 碩		金 子 光 良
	檜 谷 美恵子		待 場 康 生
	藤 本 英 子		島 田 ま り
	正 木 啓 子		新 里 嘉 孝
	増 田 昇		広 岡 一 光
	松 永 敬 子		小 林 道 弘
	南 川 諦 弘	欠	稲 森 豊
欠	宮 地 充 子		尾 上 康 雄

○臨時委員 1 名 上 田 裕 照（議第144号）

開会 午前10時02分

○幹事（角田） それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成21年度第2回大阪市都市計画審議会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本審議会の幹事を務めております大阪市計画調整局都市計画担当課長の角田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、審議に先立ちまして、このたび新たに委員となられた方がいらっしゃいますのでご紹介させていただきます。大阪市会議員の新里委員でございます。

○新里委員 新里です。よろしくお願いいたします。

○幹事（角田） 続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

上から順に「会議次第」、「委員名簿」、それと本日ご審議いただきます予定の議案書といたしまして、議第144号「大阪都市計画生産緑地地区の変更について」でございます。次に、議案ではございませんが、報告させていただくための資料といたしまして「大阪府都市計画審議会における大阪市関連議案について」、以上の4点でございます。それでは、続きまして議題に入らせていただきます。

本審議会につきましては、31名中26名の委員の方々が本日まで出席いただいておりますので、大阪市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づきまして、本審議会が有効に成立していることを報告させていただきます。

それでは、村橋会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○村橋会長 本審議会の会長を務めております村橋でございます。大変ご多用のところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

まず、議事に入ります前に、本日の会議録の署名につきまして、審議会運営規程第8条の規定によりまして角野委員と有本委員にお願い申しあげたいと思います。よろしくお願いいたします。

また、会議が円滑に進行いたしますように、皆さん方のご協力をよろしくお願いいたします。

次に、先ほど幹事から報告がございましたとおり、本日の議案といたしましては、大阪市長から付議のありました議第144号「大阪都市計画生産緑地地区の変更について」

でございます。

それではまず、幹事から説明をお願いいたします。

○幹事（佐藤） 計画調整局計画部長の佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議第144号「大阪都市計画生産緑地地区の変更について」ご説明を申し上げます。

お手元の資料のうち、表紙に議第144号と記載しております議案書の内容をご説明させていただきますと思います。パワーポイントで取りまとめておりますので、スクリーンの方をご覧ください。

生産緑地地区につきましては、本市の市街化区域の優れた環境機能及び多目的保留地機能を有する農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成に資するため指定を行ってきております。

今回は、計画書の一覧表に記載しておりますが、合計20地区につきまして、本案のとおり変更しようというものでございます。位置は位置図にお示ししているとおりでございます。今回変更しようとしております20地区につきましては、追加するもの、区域変更により面積が増加するもの、区域変更により面積が減少するもの、廃止するものの4種類に区分をさせていただいております。

追加するものについてでございますけれども、説明図の⑤にございますように赤い斜線でお示ししております区域を、新たに地区として指定をしていくということでございまして、区域変更により面積が追加されるものにつきましては、スクリーン、説明図④にございますように赤い斜線の区域を新たに追加しようというものになってございます。また、面積が減少するものにつきましては、この説明図⑨にございますように、ちょうどグリーンの色になっております緑地の区域を地区から外しまして、廃止するものは説明図③にございますように、緑色の区域を地区として廃止しようとするものでございます。

今回の変更の内容や面積の増減につきまして、まとめたものを変更内容としてお示しさせていただいております。追加が4地区、約0.4ヘクタールの増、区域変更が10地区、約1.59ヘクタールで約0.1ヘクタールの減。内訳は面積が増加するものが4地区、約0.23ヘクタールの増、面積が減少するものが6地区、約0.33ヘクタールの減、廃止が6地区、約0.57ヘクタールの減ということになってございます。

今回の変更によりまして、大阪市全体の生産緑地地区につきましては、585地区、約86.35ヘクタールで約0.27ヘクタールの減となります。

なお、案の縦覧につきましては平成21年9月25日から平成21年10月9日にかけて行いましたが、意見書の提出はございませんでした。

説明は以上でございます。どうぞご審議賜りますようお願いいたします。

○村橋会長 それでは、ただいま説明のありました議第144号議案につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。いかがでしょうか。特にご意見、ご質問ございませんでしょうか。

ご意見、ご質問はございませんので、ご異議ございませんようでしたら、原案どおり可決させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村橋会長 よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、ご異議ございませんので、原案どおり可決させていただくことにいたします。

これをもちまして本日の審議は終了いたしました。決議いただきました案件につきましては、直ちに必要な手続を行わせます。上田委員、どうもありがとうございました。

続きまして、初めに説明がございましたとおり、報告案件がございます。

それでは、大阪府都市計画審議会における大阪市関連議案につきまして、幹事より報告を承ります。よろしくお願いいたします。

○幹事（佐藤） それでは、平成22年2月の大阪府都市計画審議会に付議を予定しております大阪市関連の議案がございますのでご報告させていただきます。お手元の表紙に「大阪府都市計画審議会における大阪市関連議案について（報告）」と記載しております資料及び前のスクリーンをご覧いただきたいと思います。

資料につきましては、1ページから5ページにお示ししております。大阪都市計画道路の変更についてでございます。本案件は、1・4・4号大阪堺線の沿道に環境施設帯を追加しようとするものでございます。

環境施設帯は、高速道路沿道の市街地環境を保全いたしますために設置するものでございまして、環境施設帯を設置することにより騒音や振動の発生源から遠ざかることによる減衰効果等が期待できますとともに、道路沿道の景観の向上などにも資するものとなっております。

今回追加いたします環境施設帯でございますけれども、資料の5ページの説明図にもございますように、大阪堺線に沿いまして赤色で表示をしている部分でございます。説明図に示します西成区北津守四丁目及び長橋三丁目地内に1カ所ございまして、幅員が20メートル、延長は約70メートルになってございます。

変更理由につきましては、高速道路沿道における環境保全のため、環境施設帯を設けようとするものでございます。この変更によりまして、西成区北津守四丁目及び長橋三丁目地内におきまして幅員20メートルの環境施設帯が1カ所追加されまして、大阪堺線におけます幅員20メートルの環境施設帯の総延長は約1,790メートルから1,860メートルとなります。

説明は以上でございます。

○村橋会長 ただいま説明いただきました内容につきまして、本審議会の議案ではありませんけれども、何かご質問がございましたらお受けいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○鳴海委員 参考までに教えてほしいんですけれども、以前の土地利用がどういうふうになっていて、どういう経緯で環境施設帯になったのか、その経緯をお知らせいただけますか。これ勉強になりますので、よろしくお願いします。

○幹事（角田） 幹事の角田でございます。

今回追加させていただきますエリアでございます、ちょっと図面の方をお示しします。この赤いところが追加させていただくエリアでございまして、幅が20メートルというふうにご説明いたしました。

現況は、実はもともと空地になってございまして、ちょっと見にくくて恐縮なんですけれども、少し東側に鶴見橋中学校という記載がございまして、この学校の建替えのときに仮グラウンドとして使用してきた用地でございまして、現在は空地になっております。これにつきましては、大阪市の中期的な未利用地の売却方針というのがございまして、今後、平成22年度までに売却していく予定の土地になってございます。

今回、環境施設帯に定めさせていただきますのは、今後そういった土地利用が発生する際に、仮に住居系等が発生する可能性もございますので、それに先立ちまして環境施設帯の設置を決めようとするものでございます。周辺の土地利用につきましては、環境施設帯設置ということでございますので、やはり住居系の土地利用が勝っている状況でございます。

以上でございます。

○村橋会長 ほかにいかがでしょうか。特にご質問などございませんでしょうか。

もしございませんようでしたら、非常に時間が短くて恐縮ですが、これできょうの審議会は終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

閉会 午前10時17分

大阪市都市計画審議会委員 角 野 幸 博 ⑩

大阪市都市計画審議会委員 有 本 純 子 ⑩